

各団体  
代表者 殿

神奈川労働局長

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の周知について（御依頼）

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年12月22日閣議決定された「こども未来戦略」においては「男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため」「育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する取組を推進する。具体的には、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を行う。」ことが示され、こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」における「共働き・共育での推進」のための施策の一つとして、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）が本年1月に新設されました。

両立支援等助成金については、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのために、いくつかのコースを設けているところですが、本コースは、育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施する事業主に対する助成措置です。

つきましては、貴団体におかれましては、この趣旨を御理解いただき、同封のリーフレット（別添1、別添2）の配布、広報誌への掲載等により、会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、リーフレットは厚生労働省HP（※）に掲載しております。

（※）

別添1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001218930.pdf>

別添2 <https://www.mhlw.go.jp/content/001218931.pdf>

問い合わせ先

神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課

電話 045-211-7357